

面接指導結果報告書 及び 事後措置に係る意見書

本報告書および意見書は、改正労働安全衛生規則第52条の6の規定(事業者は面接指導の結果の記録を作成し、これを5年間保存すること。当該記録は労働者の疲労の蓄積の状況、心身の状況、事後措置に係る医師の意見等を記入したもの)に基づく面接指導の結果の記録に該当するものです。

面接指導結果報告書					
対象者	事業場名			電話	
	氏名			所属	
		性別・年齢	男・女	歳	
疲労蓄積の状況	0.なし 1.軽 2.中 3.重		特記事項		
配慮すべき心身の状況	0.なし 1.あり				
判定区分	診断区分	0.異常なし 1.要観察 2.要医療		事後措置としての指導・勧告の必要性	0.不要
	就業区分	0.通常勤務 1.就業制限 2.要休業			1.要
	指導区分	0.指導不要 1.要保健指導 2.要医療指導			<input type="checkbox"/> :必要事項
				<input type="checkbox"/> :下記意見書に記入	

医師の所属先	実施日時	年 月 日 時 分～時 分	印
	医師氏名		

事後措置に係る意見書				
就業上の措置	労働時間の短縮	0:特に指示なし		3:就業の禁止(休暇・休養の指示)
		1:時間外労働の制限 時間/月まで		4:その他
		2:就業時間を制限 時 分～時 分		
	主要項目	a:就業場所の変更 b:作業の転換 c:深夜業の回数の減少 d:昼間勤務への転換 e:その他		
労働時間以外の項目 (具体的に記述)	1)			
	2)			
	3)			
措置期間	日・週・月 (次回面接予定日 年 月 日)			
医療機関への受診配慮等				
連絡事項等				

医師の所属先	実施日	令和 年 月 日
	医師氏名	

事業所長	人事	部長	課長